

# ○関西学院大学 研究倫理規準

平成 25 年 3 月 15 日  
大学評議会決定

## 前文

関西学院大学はキリスト教主義によってたつ教育研究機関であり、スクールモットーの **Mastery for Service** の精神に基づき、社会の信頼に支えられた高い倫理性をもって教育研究を推進し、その成果を積極的に社会に還元することに、その本旨がある。

研究者は、自らの意思と責任によって研究を遂行し、その成果を社会に問うことで研究活動を発展させ公共の福祉の増大に寄与することができる。一方、大学は研究者の研究の自由を保障するためにも研究倫理の啓発に努め、本規準に沿った研究活動に関する諸規程の整備を図らなければならない。

関西学院大学は、社会の付託に応え信頼にたる研究活動を通じて積極的に社会に貢献することを宣言する。

## (目的)

**第 1 条** この規準は、研究者の自由な研究活動の実施に当たり社会の信頼に支えられた公正な研究活動の倫理的遂行を確保するために定める。

## (定義)

**第 2 条** この規準において、「研究者」とは本学の専任教員に限らず、本学において研究活動に従事する者すべてを含む。職員、大学院学生・学部学生等についても、研究に関わる際には「研究者」に準ずる者とみなす。なお、大学院学生・学部学生の研究活動については指導教員が指導・監督の責任を負うこととする。

**第 3 条** この規準において「研究費」とは、本学が研究者に交付する研究費および研究者が学外から獲得した研究費をいう。

## (研究活動の倫理)

**第 4 条** 研究者は、研究活動における責任を自覚し、研究成果の客観性を歪めることがないように、良心と信念に従って研究を遂行しなければならない。

2 研究者は、個人の尊厳及び人権の尊重、並びに個人情報の保護に留意し、科学的かつ社会的に妥当な方法により、研究を遂行する義務を負う。

3 研究者は、研究の遂行に当たっては、関連する法令等に従うとともに、本学諸規程、所属する学会・団体等の倫理規準等を遵守しなければならない。また、学外交流による研究については、「関西学院大学学外交流倫理規準」に従うとともに、当該の学外機関における倫理規準等にも配慮しなければならない。

## (試資料の取得・利用に関する不正行為の禁止)

**第 5 条** 研究者は、研究活動における試資料等の取得および利用に関して、次の各号に掲げる不正行為を行ってはならない。また、それらに助力してはならない。

- 1 試資料等の捏造  
存在しないデータ、研究結果等を作成すること
- 2 試資料等の改ざん  
研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること
- 3 恣意的に取得した試資料等の利用  
計測・実験機器の操作や調査方法の決定等を恣意的に行うことによって、正当な方法では得られない試資料等を取得し、利用すること
- 4 試資料等の盗用  
他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること

(研究成果の発表に関する不正行為の禁止)

**第6条** 研究者は、研究成果の発表に関して、次の各号に掲げる不正行為を行ってはならない。また、それらに助力してはならない。

- 1 盗用  
他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること
- 2 不適切な著作者表示  
当該の研究活動に無関係の他者を著作者に加えたり、共同研究者を適正な形で著作者に含めなかったりすること
- 3 不適切な重複発表  
既発表の成果を新規なものであると偽って再び発表すること
- 4 訂正の不作为  
発表した研究成果に重要な間違いを発見しながら、当該成果の取り下げや訂正発表等の適切な処置を行わないこと

(研究費の適正な取り扱い)

**第7条** 研究者は、研究費の取扱いに関して、次の各号に掲げる不正行為を行ってはならない。また、それらに助力してはならない。

- 1 架空の取引により大学に代金を支払わせ、業者等に預け金として管理させること
- 2 虚偽の申請に基づき申請と異なる物品費等を大学に支払わせること
- 3 虚偽の申請に基づき出張旅費等を大学に支払わせること
- 4 虚偽の申請に基づき研究補助者への報酬・謝金等を大学に支払わせること
- 5 法令、本学の諸規程または当該研究費の使用に係る指針等に定められた用途以外の用途に使用すること

**第8条** 研究者は、研究費の管理及び使用にあたり、法令及び本学の諸規程を遵守し、研究費を最も効果的かつ効率的な方法で使用するよう努めなければならない。

(大学の責務)

**第9条** 大学は、この規準の趣旨および「関西学院大学 研究活動に関する指針」の内容を学内に周知徹底し、この規準に則った研究活動ならびに教育を具体的に遂行するための計画立案、諸規程の整備、運営組織の設置・充実に努めるとともにこの規準の適切性を検証する責務を有する。

(主管部課)

**第10条** この規準に関する事務は研究推進社会連携機構事務部が行う。

#### **附 則**

- 1 この規準は、2013年（平成25年）4月1日から施行する。
- 2 この規準は、2015年（平成27年）4月1日から改正施行する。